

診療報酬とは？



みなさんこんにちは。今回は医療費の基本的な所のお話をしていきたいと思います。私たち事務員は、診察にかかったお金を計算し、窓口で患者様にお支払い頂いています。医師が患者を診察、診療した時に診療行為に対して支払われる価格のことを『診療報酬』といいます。診療報酬は、病院や医師の収入になる基となります。診療報酬の価格を決める制度を『診療報酬制度』といい、2年に1回点数の見直しがあります。今年度は、丁度見直しの年にあたり、たくさんの資料とにらめっこしました。さて、先程価格の見直しではなく、点数の見直しと言いましたが、これは、診療報酬は点数制を採用しているためです。



1点 = 10円です。

お金に換算すると、1点を10円として計算します。例えば、1日の合計点数が572点だと、その日は5720円かかったという事になります。しかし、我が国は『国民皆保険制度』を実施している為、この場合、保険証を持っている方が窓口で支払う額は、小学生未満は2割分の1140円、小学生以上は3割分の1720円となります。注10円未満は四捨五入します。

式①) (診察でかかった合計の点数 × 10) × 0.2 = 小学生未満の患者様の窓口負担額

式②) (診察でかかった合計の金額 × 10) × 0.3 = 小学生以上の患者様の窓口負担額

当てはめて計算してみてください。必ず () の中から先に計算して下さい。算数で () を先に計算すると習いましたね？ () を無視して $10 \times 0.2 = 2$ を先に計算してしまうと、なんのこっちゃわからなくなります。



診療報酬の点数は、会計の時にお渡ししている領収証で確認することができますが、項目ごとの点数や回数などは、領収証と一緒にもう1枚お渡ししている『診療明細書』のほうに、より詳しく記載されています。



毎月、保険証の提示をお願いしているのは、皆さんにお支払い頂いた医療費の一部の残りを正しく保険者（保険証を発行している所）へ請求するためです。保険証の変更などございましたら、速やかにお申し出下さい。